

第 2 1 号議案

中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

高断熱建築物の認証制度を廃止する必要がある。

中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

中野区地球温暖化防止条例（平成23年中野区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第6条第4項に規定する建築物の断熱性の向上のための措置を講じたと認められる当該建築物で区長が別に定めるものについては、同項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。